

第27日

令和5年3月20日（月）

午前10時零分開議

○議長（半田雄三君） これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

審査結果報告書をお開きください。

委員会付託中の議案について、タブレットに掲載のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第17号議案外8件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 柴山恭子君登壇）

○総務文教常任委員長（柴山恭子君） おはようございます。ただいま議題となりました第17号議案外8件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第17号議案朝倉市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改正は、地方自治法第4条の規定により、新庁舎建設に伴い朝倉市役所の位置を変更するものです。新たな市役所の位置は「朝倉市甘木232番地1」です。

新庁舎については、令和8年1月の開庁を目指し、本定例会において建設事業費の予算が上程されています。この予算とあわせ、庁舎の位置を変更する条例が上程されたものです。

なお、代表地番である「232番地1」については、建物の入り口に位置すること及び当該番地の筆頭番号であることを考慮し、決定されています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第18号議案朝倉市久喜宮地域防災拠点施設条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改正は、志波地域の災害対策活動等の拠点施設として、志波地域防災拠点施設を設置することに伴うものです。

改正の対象となる条例は、久喜宮地域防災拠点施設が竣工した令和3年3月に制定されたもので、今回の志波地域の施設追加により、条例名等の変更及び会議室使用料の施設区分の追加が行われます。

旧志波小学校の校舎3棟については、今回、防災拠点施設とする建物のみが耐震基準を

満たしており、まちづくり協議会での地元協議を経て活用方法が決定されました。他の2棟は、令和4年7月に解体が完了しています。

施設の主な整備内容は、旧教室を会議室及び防災研修室に、旧理科室を調理室に改修し、あわせてトイレも改修されています。また、屋上と屋根の防水対策も行われています。

審査に当たりましては、災害時以外の施設の活用方法についてたどしました。執行部によりますと、平常時はコミュニティセンターとしての活用を想定しており、志波地域コミュニティ協議会の活動拠点が、現在の旧志波小学校体育館から防災拠点施設に変更される予定であるとのことでした。

本委員会としましては、高齢化等により、今後さらに重要度が増すであろう地域の安全・安心の確保に資する施設であるとして、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第19号議案朝倉市議会議員及び朝倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改正は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるものです。

引き上げの内容は、1点目に、選挙運動用自動車の借入れ費用について、現行の1日当たり1万5,800円から1万6,100円に改正します。

2点目に、同じく自動車の燃料費について、現行の1日当たり7,560円から7,700円に改正します。

3点目に、選挙運動用ビラの作成費について、1枚当たりの作成単価を現行の7円51銭から7円73銭に改正します。

4点目に、選挙運動用ポスターの作成費について、作成単価の基準となる1枚当たりの経費を現行の525円6銭から541円31銭に、定額分の経費を現行の31万500円から31万6,250円に改正します。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第20号議案組織機能の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

本件は、令和5年4月1日からの市の組織機構の見直しに伴い、規定の整備を行うものです。

改正を要する条例は、朝倉市まちづくり審議会条例、朝倉市国土利用計画審議会条例、朝倉市いじめ防止対策推進条例、朝倉市青少年問題協議会条例、朝倉市都市計画審議会条例、及び朝倉市保存樹木等の指定に関する条例の6件です。

対象条例の改正内容は、組織機構の見直しに係る部の新設及び所管課の変更に伴い、事務を所管する部長名及び課名を変更するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第21号議案朝倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改正は、選挙における投票管理者が従事時間内に交代する場合の報酬額を決めるものです。改正前において、従事時間中に交替する場合の報酬額の規定があるのは投票立会人のみでしたが、本改正により、投票管理者についても同様の取扱いとすることで、従事時間中の交替が可能となります。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第23号議案朝倉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改正は、市の体育施設として、志波体育センター及び久喜宮体育センターを設置するものです。両体育センターは、旧志波小学校及び旧久喜宮小学校の体育館であったもので、復興推進室による管理及び整備が行われてきました。令和4年度をもって一定の改修が終了し、令和5年度から体育館の使用が可能となることから、社会体育施設として条例に追加します。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第32号議案朝倉市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてです。

本条例は、地方自治法等の一部改正に伴い、市長等の損害賠償責任の一部免責に関する規定を整備するものです。

地方自治法等の一部改正により、市長等の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、職務上、善意で、かつ重大な過失がないときは一部免責する旨を定めることができるようになりました。これは、たとえ軽過失の場合でも多額の賠償責任を負う可能性があるという、市長、職員等の心理的負担の軽減及び職務の執行における萎縮効果の防止を目的とするものです。

この改正を受け、朝倉市における損害賠償責任の限度額を、基準給与年額に職責ごとの所定の数を乗じた金額とします。乗じる数については、市長の場合で6であり、これは一会計年度当たりの市長の給与額の6倍を超える部分の損害賠償責任が免除されることを意味します。そのほか、副市長、教育長、監査委員等は4倍、農業委員会の委員等は2倍、その他の職員は一会計年度分の額そのものが損害賠償責任の限度額となり、それを超える額については免責されます。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第36号議案辺地に係る総合整備計画の策定について（佐田辺地）及び第37号議案辺地に係る総合整備計画の策定について（黒川辺地）については、関連がありますので一括して報告いたします。

本件は、佐田辺地及び黒川辺地における、辺地に係る総合整備計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議会に議決を求められているものです。

辺地とは、交通条件等に恵まれていない山間地等で、政令に定める要項に該当する地域を指します。辺地とその他の地域との間における格差の是正を図るため、昭和37年に辺地法が制定され、辺地に係る公共施設の総合的かつ計画的な整備を推進するために必要な財政上の特別措置等が定められています。辺地に係る総合整備計画を策定した市町村は、その計画に基づく公共施設等の整備事業の財源に、辺地対策事業債を充当することができます。辺地債の事業への充当率は100%で、後年度の元利償還金の80%が普通交付金の基準財政需要額に算入されます。

まず、佐田辺地における総合整備計画は、令和5年での1年間で、事業内容は市道整備事業です。5年に一度の橋梁点検において補修が必要と判定された、一級河川佐田川に係る市道口ノ原線「口ノ原橋」の修繕工事を行うものです。昭和45年完成の口ノ原橋は、経年劣化等による損傷が激しく、早急に修繕が必要な状況であり、令和5年度での工事完了が計画されています。概算事業費は1,780万円で、うち辺地債の財源充当予定額は900万円です。

次に、黒川辺地における総合整備計画は、令和5年度から令和6年度までの2年間で、事業内容は道路改良事業です。平成29年九州北部豪雨災害等の復旧工事における工事車両の通行等により舗装が損傷した、市道黒松線他4路線の補修を行うものです。概算事業費は3,389万2,000円で、うち辺地債の財源充当予定額は3,380万円です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば、承ります。5番、加藤議員。

○5番（加藤正二君） 第32号議案朝倉市長等の損害賠償責任のところをバイシュウということで、賠償に訂正をお願いします。

それと、辺地の問題のところ、辺地とは交通条件等に恵まれていない山間地帯で政令で定める要項ということでしたけども、要件でありますので訂正をいたします。

その下の辺地債の事業への充当率は100%で、後年度の元利償還金の80%が普通交付金ということで報告がありましたけども、普通交付税であります。以上です。

○議長（半田雄三君） ほかにありませんか。

なければ、以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。  
これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(総務文教常任委員長 柴山恭子君降壇)

○議長(半田雄三君) それでは、第17号議案朝倉市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員数の3分の2以上の同意を必要とする特別多数議決であり、この議決には、私、議長も表決権を行使することになります。

ただいまの出席議員は18名であり、その3分の2は12名であります。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(半田雄三君) 御着席願います。ただいまの起立者数は18名であり、全議員賛成であります。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第18号議案朝倉市久喜宮地域防災拠点施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第19号議案朝倉市議会議員及び朝倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第20号議案組織機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第21号議案朝倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第23号議案朝倉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御意見なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第32号議案朝倉市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第36号議案辺地に係る総合整備計画の策定について(佐田辺地)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第37号議案辺地に係る総合整備計画の策定について(黒川辺地)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第2号議案外14件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 大庭きみ子君登壇)

○環境民生常任委員長(大庭きみ子君) ただいま議題となりました第2号議案外14件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第2号議案令和5年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてです。

本特別会計は、地域改善対策事業の一環として、住宅の新築や改修、宅地を取得するための資金の貸付事業が実施されていたもので、現在は償還事務及び起債償還事務を行っています。予算総額を659万3,000円で編成するもので、昨年度と比較し0.7%、4万8,000円の増となっています。これは、歳入において、今まで延滞金の支払いを滞らせていた方の償還額が増加する見込みによるものです。

歳出では、貸付財源として借り入れた起債について、令和5年度末で全ての償還が終了する見込みです。

また、基金の状況につきましては、481万4,000円を積み増しし、令和5年度末現在高見込額を8,665万3,000円と見込んでいます。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第3号議案令和5年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてです。

本特別会計は、事業勘定と直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されています。

まず、事業勘定については、予算総額を71億2,288万7,000円で編成するもので、昨年度と比較しマイナス0.8%、5,944万9,000円の減となっています。

令和5年度の被保険者数の見込みは1万1,565人で、少子高齢化や社会保険の適用拡大から、近年は減少傾向が続いています。

内訳においては、65歳以上が半数近くを占めており、医療費が高くなる傾向があり、令和3年度の1人当たり医療費は46万4,419円となっています。令和2年度と比較し3万3,377円増加しています。県内で医療費が高い上位6番目までが指定される「高医療費市町村」に令和5年度も指定されることが決まっており、より一層の医療費適正化が求められています。

県に納める国保事業費納付金総額は、被保険者数の減少により昨年度より減少していますが、1人当たりの納付金については増加傾向にあります。令和5年度は、県基準額14万4,000円に対し15万6,393円となっており、総額は約18億900万円となっています。

令和5年度の国民健康保険税率については、国保事業費納付金算定に基づく試算等の結果、据え置きとしていますが、被保険者の減少等もあり厳しい状況下にあります。

基金の状況につきましては、利子積立て1,000円を行い、令和5年度末現在高見込額は1億526万9,000円の見込みです。

次に、直営診療施設勘定については、予算総額を3億741万3,000円で編成するもので、昨年度と比較し10%、2,799万6,000円の増となっています。

歳入の8割超は診療費で、中でも老人保険診療収入の予算額は9,100万円と、外来診療収入の42.9%を占めています。

歳出では、医療機器として、自動血球計数装置の購入に294万3,000円を計上しています。

また、診療所の老朽化に伴う施設整備費2,969万1,000円を計上し、財源として1,100万円の過疎対策事業費を借り入れます。工事のため診療や検診を中止することができず、継続診療などができる環境が必要です。

基金の状況については、利子6,000円を積み立てる一方、財源調整として1,085万2,000円を取り崩すことで、令和5年度末現在高見込額は2億7,937万7,000円となる見込みです。

審査に当たりましては、1人当たりの医療費が高騰していることへの対策についてたどしました。執行部によりますと、予防医療として健康診断の受診率を上げることやジェネリック医薬品を促進するなど、医療費適正化への取組を行うとのことでした。



また、朝倉診療所の建て替えについてもいただきました。執行部によりますと、令和4年度補正予算にて施設整備計画を作成中のことです。工事のため診療や検診を中止することができず、継続診療などができる環境が必要であり、建設場所や規模について建て替えも視野に入れ、準備のための予算になっているとのことです。

本委員会としましては、医療費適正化に向けた病気の早期発見、予防のための健康指導等に取り組んでいただくことを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第4号議案令和5年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

予算総額を10億5,516万3,000円で編成するもので、昨年度と比較し6.9%、6,832万5,000円の増となっています。

令和5年度の被保険者数の見込みは9,924人で、団塊の世代が75歳になる期間であり、昨年度より3.5%、331人の増加を見込んでいます。

歳入では、保険料収入は被保険者の増加により8.6%、6,037万9,000円の増となっています。

歳出では、広域連合への納付金が7.1%、6,684万3,000円の増となっています。

令和3年度の朝倉市における後期高齢者の1人当たり医療費は119万円と県平均117万3,000円より高く、県内では高いほうから数えて15番目という状況です。医療費が高くなると市の公費負担も増えるため、医療費の適正化について、広域連合と連携して取組を行っています。

本委員会としましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第5号議案令和5年度朝倉市介護保険特別会計予算についてです。

予算総額を61億6,579万5,000円で編成するもので、昨年度と比較しマイナス0.3%、1,908万6,000円の減となっています。

計画期間を令和3年度から令和5年までとする第8期介護保険事業計画の最終年度となります。保険料は昨年度と同額です。

令和4年12月31日現在の要介護認定者数は3,240人で、前年同月と比較し10人減少しています。

歳出において、介護給付費の合計額は56億8,934万4,000円を計上しており、昨年度と比較しマイナス0.1%、668万1,000円の減となっています。

主な要因は、グループホームの増床等により地域密着型介護サービス給付費が1億2,449万3,000円の増となった一方、要介護4、5の重度、最重度の介護認定者数が減ったことによる施設介護サービス給付費が6,598万7,000円の減となっています。

また、低所得者が介護保険施設サービスなどを利用した際の負担軽減のために給付される特定入所者介護サービス費が、利用減に伴い5,442万7,000円の減となっています。

次に、地域支援事業は599万3,000円の減となっており、実績などを考慮した予算編成と

なっています。

令和4年度から行方不明の認知症高齢者等の早期発見・保護するために、QRコードがついた「高齢者安心見守りシール」を交付する取組を行っています。

基金の状況については、利子4万1,000円を積み立てる一方、財源調整として2,126万3,000円の取崩しにより、令和5年度末現在高見込額は6億9,668万9,000円の見込みです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第11号議案令和4年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてです。

歳入歳出それぞれ121万2,000円を増額し、予算総額を775万7,000円とするものです。

主な要因として、歳入においては、償還推進に要する自治体経費が減額となったことに伴い、県補助金が27万3,000円の減額となる一方、債務者への催告取組により住宅改修資金及び住宅新築資金、合わせて50万円の滞納繰越分の収入増や、元利の償還を終了した者が新たに延滞金の償還を開始したことなどにより98万5,000円延滞金収入が増加したことです。

歳出では、裁判が必要となった場合の費用として計上していた78万8,000円を減額しますが、前述した収入増や事業費減による充当残により基金を200万円積み増しします。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第12号議案令和4年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてです。

事業勘定で、歳入歳出それぞれ1億7,341万8,000円を増額し、予算総額を73億5,575万4,000円とするものです。

保険年金課所管分の主な内容について、まず歳入では、全額令和3年度の繰越金です。

次に、歳出について、令和3年度の交付金等が確定したことに伴い、7,772万6,000円を県に返還し、9,492万4,000円を基金に積み立てます。

また、健康課所管分の主な内容は、令和3年度の交付金等が確定したことに伴い76万8,000円を県に返還します。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第13号議案令和4年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてです。

歳入歳出それぞれ3,300万4,000円を増額し、予算総額を10億1,984万2,000円とするものです。

主な要因について、歳入では、繰越金2,847万8,000円を増額します。この繰越金は、前

年度の出納閉鎖期間中に納められた保険料に当たり、翌年度に精算する仕組みです。

歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金と保険料負担金が確定したことに伴い3,118万9,000円増額しています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第22号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律が交付されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

改正内容は、犬の登録手数料に関するものです。具体的には、現行3,000円の登録手数料が必要ですが、狂犬病予防法の特例制度を適用し、マイクロチップを装着し、かつ環境省のシステムに情報登録した犬については、登録手数料を徴収しないとするものです。飼い主は、マイクロチップの装着費用や環境省システムに情報登録することに費用負担が発生しますが、マイクロチップを鑑札とみなすことができ、環境省に登録した情報は市に通知されます。

審査に当たり、マイクロチップ装着費用に対する補助についてたどりました。執行部によりますと、補助は考えていないとのこと。これは、マイクロチップの装着はペットショップやブリーダー等の業者に対し義務化されるものであり、それ以外では努力義務であること。また装着費用にもばらつきがあり、ペットの販売価格に転嫁されると考えられるためとのこと。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第24号議案朝倉市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行うものです。

改正内容は、条文中に引用する法律の条項を繰り上げるもので、具体的には、子ども・子育て支援法の第77条第1項を第72条第1項とするものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第25号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、児童福祉の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等により、厚生労働省が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行うものです。

家庭的保育事業とは、市町村の認可事業として実施される小規模保育事業や事業所内保

育事業等であり、現在市内に該当する事業所はありませんが、条例を整備しています。

主な改正内容は、1点目に「安全計画の策定などの義務化」、2点目に「送迎バスでの置き去り事故を背景とした自動車を運行する場合における利用者の所在の確認、及び見落とし防止装置設置の義務化」、3点目に「感染症等の予防、及び蔓延防止措置の明確化」です。また、体罰の禁止を明確化するため、懲戒権に当たる規定を削除します。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第26号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、学校教育法及び子ども・子育て支援法の一部が改正されること、並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、規定の整理を行うものです。

特定教育・保育施設とは、私立保育園や認定こども園などを指し、特定地域型保育事業とは、家庭的保育事業や小規模保育事業などを指しています。このため、市内には特定地域型保育事業はありません。

主な改正内容は、条文中に引用する法律の条項の改正です。

具体的には、1点目に子ども・子育て支援法における第19条関連の表記を改正します。2点目に、学校教育法における「第25条」を「第25条第1項」に改正します。また、懲戒権に係る規定を削除します。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第27号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されることに伴い、規定の整備を行うものです。

なお、放課後児童健全育成事業とは、学童保育所運営事業のことです。

主な改正内容は、1点目に「安全計画の策定などの義務化」、2点目に「自動車を運行する場合における利用者の所在の確認の義務化」、3点目に「感染症及び非常災害の発生時における業務継続計画の策定などの努力義務」、4点目に「感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止に必要な措置の明確化」です。安全計画の策定については、令和6年3月31日まで猶予されています。

また、市内の学童保育所で自動車を保有しているところは、現在ありません。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

次に、第28号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正されること及び、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律などの一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

改正内容は、条例中に引用する法の規定の改正に伴う変更で、具体的には「厚生労働省令」と引用しているものを「主務省令」に変更します。

また、施設所在市町村の財政負担軽減のため、施設入所前の住所地の市町村が支給決定を行う居住地特例の対象に養護老人ホーム、介護保険特定施設、介護保険施設などが追加、拡大されます。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第29号議案朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

改正内容は、出産育児一時金の支給額の引き上げです。具体的には、現行40万8,000円の出産育児一時金を、改正後は48万8,000円に引き上げます。

また、支給額に産科医療補償制度の掛金1万2,000円を加算するため、改正後の総支給額は50万円となります。

本委員会としましては、政令の改正に伴うものであり、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第30号議案朝倉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、一般廃棄物の処理手数料額を改定するものです。

具体的には、家庭飼育の犬・猫などの死体についての処理手数料を改定するもので、現行3,560円の処理手数料を、改正後は4,080円に引き上げるものです。市では、犬・猫など小型のペットの死体を市の保冷库にて一時保管し、民間処理業者に処理委託を行っています。しかし、人件費や運搬費など処理委託料が増額することに伴い、改定を行うものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ、本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば、承ります。3番北川議員。

○3番（北川清文君） 第4号議案でございますけれども、683万5,000円の増というふう  
に申しましたが、正しくは6,832万5,000円の誤りでございます。

それと、もう一点、第5号議案ですが、令和5年までとするということでしたが、令和  
5年度までするということが正しいことです。以上です。

○議長（半田雄三君） ほかにありませんか。

なければ、以上で環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君降壇）

○議長（半田雄三君） ここで暫時休憩といたします。11時5分に再開いたします。

午前10時51分休憩

午前11時5分再開

○議長（半田雄三君） 再開いたします。

それでは、第2号議案令和5年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議  
題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告の  
とおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決  
されました。

次に、第3号議案令和5年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、討  
論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告の  
とおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決  
されました。

次に、第4号議案令和5年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、  
討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案令和5年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第11号議案令和4年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案令和4年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第13号議案令和4年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につい

てを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第22号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第24号議案朝倉市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第25号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。



次に、第26号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第27号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第28号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第29号議案朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第30号議案朝倉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第6号議案外17件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 浅尾静二君登壇)

○建設経済常任委員長(浅尾静二君) ただいま議題となりました第6号議案外17件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告します。

まず、第6号議案令和5年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてです。

業務の予定量は、年間総給水量549万立方メートル、1日平均給水量は1万5,000立方メートルです。

本会計予算のうち、収益的収支及び支出について、収入は、キリンビールからの水道料金等として1億7,111万5,000円、支出は、夫婦石沈砂池のしゅんせつ業務委託料、両筑平野用水施設の管理費負担金及びダムの使用権に係る無形固定資産減価償却費等により1億4,364万7,000円となっています。

資本的収入及び支出について、収入はなく、支出は、企業債償還金で2,572万6,000円となります。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は2億2,947万9,000円となるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第7号議案令和5年度朝倉市水道事業会計予算についてです。

給水戸数は1万900戸、年間総給水量は271万5,000立方メートル、1日の平均給水量は7,418立方メートルを予定しています。

本会計予算のうち、収益的収入及び支出については、収入を6億102万6,000円、支出を

6億1,486万1,000円で編成するものです。

資本的収入及び支出については、収入を2億4,138万3,000円、支出を3億7,671万1,000円で編成するものです。

主要な建設改良事業として、道路改良に伴う配水管布設工事や杷木地域の河川改良工事に伴う配水管布設替え工事のほか、浄水場等設備機器更新工事を行います。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は9億3,095万8,000円になるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第8号議案令和5年度朝倉市簡易水道事業会計予算についてです。

給水戸数は35戸、年間総給水量は9,060立方メートル、1日の平均給水量は25立方メートルを予定しています。

本会計予算のうち、収益的収入及び支出については、それぞれ563万5,000円で編成するものです。

また、資本的収入及び支出については、それぞれ678万7,000円で編成するものです。

内容につきましては、建設改良費として、水源のポンプ室制御盤更新工事を予定しています。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は63万4,000円になるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第9号議案令和5年度朝倉市下水道事業会計予算についてです。

水洗化人口は3万3,045人、年間総処理水量は474万5,478立方メートル、1日の平均処理水量は1万3,612立方メートルを予定しています。

収益的収入及び支出については、収入を24億227万4,000円、支出を21億8,638万4,000円で編成するものです。

資本的収入及び支出については、収入を17億8,732万4,000円、支出を25億5,706万円で編成するものです。

主要な建設改良事業として、甘木、立石、福田、三奈木地区等の下水道事業、朝倉中央浄化センター機械、電気施設の更新工事等を予定しています。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は1億7,240万2,000円になるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第14号議案令和4年度朝倉市水道事業会計補正予算（第4号）についてです。

収益的収入について、消火栓等の維持管理に要する経費の繰入れ等のため、176万2,000円を増額補正するものです。

収益的支出については、事業費の確定に伴う消費税の調整により201万円を増額補正するものです。

資本的収入及び支出について、工事費の減額に伴う企業債、県からの補償費及び一般会計からの繰入金の減額により、資本的収入を1,669万8,000円減額補正するものです。

また、矢野竹地区の浄水施設撤去工事における工事費の減額、杷木地域の河川の災害復旧工事に伴う配水管布設替え工事が令和5年度以降の実施になったことにより、資本的支出を3,676万3,000円減額補正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第15号議案令和4年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第3号）についてです。

流域下水道事業の処理施設における不明水対策工事の実施時期を令和5年度に変更したことに伴う負担金の減額により、収益的収入及び支出をそれぞれ1,102万6,000円減額補正するものです。

また、国庫補助事業の前倒し補正予算に伴う事業費の増額により、資本的収入を6,935万1,000円、支出を6,830万6,000円、それぞれ増額を補正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第16号議案朝倉市杷木農業公園条例を廃止する条例の制定についてです。

平成29年7月九州北部豪雨により杷木農業公園周辺の山腹が相当数崩落した上、農業公園へのアクセス道である市道寒水・古賀線、米ノ山林道が分断され、公園内も管理道路や水源地である給水ポンプ施設、オーナー柿園、もぎとり園が被災し、公園として機能不全となったため、休園としておりました。

さらに、平成30年、令和2年の豪雨により農業公園に隣接する市道の被害が拡大し、令和3年度には地滑りの兆候があることから、朝倉県土整備事務所によるオーナー柿園、もぎとり園の一部において排土工事が行われ、それに伴い、市によるあずまや等工作物撤去工事を実施しております。農業公園周辺では、現在、朝倉県土整備事務所により地滑り調査が行われています。

今後も地滑りのおそれがあるなど、安全性の確保が困難であり、再開の見通しが立たない状況であります。このことから、杷木農業公園を廃止するものです。

なお、4月を市民への周知期間とし、施行日は令和5年5月1日からとするとのことです。

委員会からは、現地視察も行い、厳しい状況であることは把握しているが、廃止後の建物等跡地利用の見通しについてただしました。執行部によると、現在も県による地滑り調

査が継続中であり、進捗状況を見ながら検討したいとのことでした。

本委員会としましては、今後、将来的な杷木農業公園の跡地利用について活発な議論が行われることを要望して、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第31号議案朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、市の条例の整備を図る必要が生じたものです。

内容としましては、国において道路の占用物件に係る占用料の改正が行われたため、これに対応する市関係条例の改正です。

占用料の改正については、一つは、令和3年度に行われた固定資産税評価額の評価替えや賃料水準の変動等を踏まえたことによるものです。もう一つは、道の駅や高速道路のサービスエリア等の道路の附属物である自動車駐車場のうち、災害が発生した場合における円滑な避難及び緊急輸送の確保を図るため、国が防災拠点自動車駐車場を指定できることによるものです。

そのため、備蓄倉庫、通信施設等を当該自動車駐車場内に設ける場合の占用料を規定するもので、関係する市の2つの条例を改正するものです。

なお、これらの条例の施行日は、令和5年4月1日としています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第33号議案朝倉市水循環保全条例の制定についてです。

この条例は、国が水循環に関する基本理念や国及び地方公共団体の責務等を定めた水循環基本法の趣旨に沿ったものです。水循環に関わる施策については、国や市においてもこれまで個別に施策を講じていますが、今後、健全な水循環の維持または回復という目標を掲げ、共有するために、その基本理念を明らかにし、総合的に推進するため、この条例を制定するものです。

条例の内容につきましては、水循環についての基本的な市の考え方を示しつつ、水循環を形成する地下水や湧水については、市民や事業者の利用割合が高く、また近年の豪雨や渇水により地下水に関し市民の心配が生じていることから、地下水に重点を置いた基本的な考え方や方向性、施策の基本方針を定める理念中心の条例です。したがって、届出や手続、罰則等の細かい規定は設けておりません。

具体的には、市、市民、事業者、その他の関係者が基本理念実現のため、互いに連携、協力することとし、市は基本的な施策を示し、その推進のための実施計画の策定や計画に基づく実施状況を公表することとしています。

さらに、実施計画等に基づき異常が確認できたときなどは、水利用状況等の立入検査が

できること、地下水の保全に関し地下水を採取する者、地下水等に影響を与える者やそのおそれがある者に対し報告を求めると、及び調査や報告に基づき是正の必要が生じたときの指導、勧告、措置命令を行うことができるとしています。

また、命令に従わない場合は、その旨を公表することができることも規定しています。

なお、この条例の施行日は、令和5年4月1日としています。

本委員会としましては、朝倉市民にとって水はかけがえのない貴重な地域資源であり、水循環がもたらす恵みが持続的に受けられるよう、地下水の保全に関する取組が積極的に推進されることを期待して、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第34号議案朝倉市秋月財産区個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてです。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものです。

個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで国や地方公共団体等おのおのの機関にそれぞれあった個人情報の取扱規程が、個人情報の保護に関する法律に一本化され、同法の規定が地方公共団体に直接適用されることになっています。朝倉市秋月財産区においても、法に基づく地方公共団体の機関に該当し、直接適用されることから、法により委任された事項等を定める条例を制定するものです。

また、朝倉市秋月財産区議会は条例制定権を持たないため、市議会において条例を制定するものです。

この条例の施行においては、朝倉市個人情報の保護に関する法律施行条例により運用することとし、同条例第3条「業務の届出」、第4条「個人情報管理責任者」及び第16条に規定する「審議会への諮問」については除くものとしています。

なお、この条例の施行日は、令和5年4月1日としています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第38号議案工事請負契約の締結についてです。

平成29年7月九州北部豪雨により被災した農地改良復旧工事において、1億5,000万円を超える工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求められているものです。

工事概要については、杷木志波道目木集落の最上流部から下流部まで約2キロメートルの被災した農地及び農業用施設を区画整理により復旧する工事で、整地工2.47ヘクタール、用水路工1,002メートル、排水路工1,096メートル、道路工1,392メートルです。

なお、工期は令和8年3月6日までを予定しています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

第39号議案から第43号議案財産の処分についての5議案については、関連がありますので、併せて報告いたします。

これらの5議案については、それぞれの地元地縁団体に財産を無償で処分するに当たり、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求められたものです。

財産の処分については、いずれも小石原川ダム建設に伴うもので、水源地域対策特別措置法等によりダム利水者等から御負担頂いていた原資を基に、水源地域の振興を目的とした整備計画に基づいて、上秋月地区及び高木地区において、市が整備した施設を地元の地縁団体に無償で譲渡するものです。いずれの施設も、完成後は地元で管理したいとの要望があり、譲渡を条件に整備したものです。

まず、第39号議案について、契約の相手方は、松丸自治会で、処分する財産は、元の松丸公民館を地域住民と都市圏住民との交流施設として整備したものです。

次に、第40号議案は、契約の相手方は、下戸河内地区で、処分する財産は、専用水道施設で、井戸ポンプ3か所及び配水管を含む付帯施設です。

次に、第41号議案について、契約の相手方は下戸河内地区で、処分する財産は、交流施設、地区集会場、農産物直売機能を併せ持つ複合的な共同利用施設と農産物加工施設です。

次に、第42号議案について、契約の相手方は、木和田自治会で、処分する財産は、元の木和田公民館を地域住民と都市圏住民との交流施設として整備したものです。

最後に、第43号議案について、契約の相手方は、佐田地区自治会で、処分する財産は、地元が鳥屋山キャンプ場内に所有していた青年の家を地域住民と都市圏住民との交流施設として整備したものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第44号議案市道路線の認定についてです。

市道名、大坪8号線、延長134.6メートル、幅員6.0メートルから9.0メートル、大坪9号線、延長29.0メートル、幅員6.0メートルから10.3メートルです。

当2路線は、朝倉市土地開発指導要綱に基づく開発行為により整備された道路施設として移譲を受けたため、市道の認定を行うものです。

次に、市道名、隈江線、延長799.9メートル、幅員6.1メートルから9.1メートルです。

当路線は、福岡県の一般県道夫婦石野町線道路改良事業に伴う一部新設付け替え工事により、旧道部分が市へ移管されるため認定するものです。

委員会では、現地調査を行い、延長や幅員等が認定基準に合致することなどを確認し、宅地分譲地の造成などを含む道路の整備について詳細な説明を受けました。

また、隈江線については、移管を受けるに当たり、歩道や路肩の整備等について市の負担とならないよう県と十分に協議するよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

最後に、第45号議案字の区域の変更についてです。

市営土地改良（区画整理）事業に伴い、字の区域を変更する必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求められたものです。

これは、土地改良事業を実施した場合、従前の境界を新しい区画や地形に合わせて登記し直す必要があるため、境界の変更をするものです。

場所は、桂川流域宮野・入地地区で、当地区は農地改良復旧工事に令和2年12月に着工し、令和5年3月に完了予定です。

具体的には、入地「字榎町」、「字才田」の区域の一部等を入地「字島廻り」に、入地「字水町」、「字東才田」、「字島廻り」の区域の一部等を入地「字才田」に、入地「字才田」、「字東才田」、「字島廻り」、宮野「字會原」の一部等を入地「字水町」に、入地「字水町」、宮野「字宮崎」の一部等を宮野「字會原」に、入地「字水町」、「字東才田」、宮野「字會原」の一部等を宮野「字宮崎」にそれぞれ編入します。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば、承ります。

なければ、以上で建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 浅尾静二君降壇）

○議長（半田雄三君） それでは、第6号議案令和5年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案令和5年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第8号議案令和5年度朝倉市簡易水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案令和5年度朝倉市下水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案令和4年度朝倉市水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案令和4年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案朝倉市杷木農業公園条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第31号議案朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第33号議案朝倉市水循環保全条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第34号議案朝倉市秋月財産区個人情報保護に関する法律施行条例の制定につい

てを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第38号議案工事請負契約の締結についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第39号議案財産の処分について(松丸自治会)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第40号議案財産の処分について(下戸河内地区)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第41号議案財産の処分について（下戸河内地区）を議題とし、討論を行います。  
御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第42号議案財産の処分について（木和田自治会）を議題とし、討論を行います。  
御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第43号議案財産の処分について（佐田地区自治会）を議題とし、討論を行います。  
御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第44号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり可決

されました。

次に、第45号議案字の区域の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

次に、予算審査特別委員会に付託していた第1号議案を議題とし、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

(予算審査特別委員長 小島清人君登壇)

○予算審査特別委員長(小島清人君) ただいま議題となりました、第1号議案令和5年度朝倉市一般会計予算について、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

令和5年度一般会計予算の当初予算規模は、令和4年度の6月補正後の予算額より40億2,004万円増の401億3,000万円となっています。このうち、災害関連経費は、令和4年度より約14億円減の約61億円となっており、災害復旧事業の進捗により減少はしていますが、災害関連経費を除いた当初予算額は、朝倉市での過去最大の予算規模となっています。

歳入のうち市税については、市民税、固定資産税について増収が見込まれるとのことであり、また、ふるさと応援寄附金についても20億円が計上されています。

委員会では、この予算編成が市民の要求や期待に十分応え得るものであるか、決算審査等の質疑や意見を基に、将来の財政状況分析がなされているかなど様々な視点から慎重に審査し、活発な質疑応答がなされ、総括質疑では3人の委員から質疑がありました。

少子化対策については、縁結び応援事業や結婚に伴う新生活に必要な経費の補助、子どもの医療費助成や相談支援体制の充実、また、二十歳の集いにはライフデザインを考えようという分かりやすいチラシの配布など、様々な支援等を行うとのことですが、さらに6月に国が異次元の少子化対策と題する方針を提示されることになっているため、その内容を踏まえて、市としても今後、新たな取組を検討していきたいとのことでした。

自治体におけるDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進については、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図り、人的資源を次の行政サービスにつなげるものと考え、令和5年度は企画振興部に新たにDX推進室を設置し、DX推進計画により方向性を示し、積極的に朝倉市に合った取組を進め、また、人材確保・育成に努めたいとのことでした。

市内の小・中学校のトイレの洋式化については、小学校から計画的に順次行っていき、第3次総合計画において学校トイレ洋式化の目標値が令和8年度末時点で62%としているため、それを上回るように取り組んでいくとのことでした。

最終日には、十文字公園整備事業について、委託料3,800万円のうち、修正設計業務委託料の3,700万円について、減額する修正案が提出されました。

十文字公園整備事業については、平成29年7月九州北部豪雨災害の影響で事業実施が凍結していましたが、平成19年度から始まった朝倉農業高等学校跡地活用の1つで、朝倉市の一大プロジェクトであり、事業期間延長の手続が必要なことは分かっていたはずである。平成26年度に作成した朝倉農業高等学校跡地活用基本計画にある総合的体育施設予定地の暫定的な活用を含む計画変更であるため、当初予算に計上する前に市議会に報告するなどの議会手続を経て、今後の方向性を明確に示し、計画性をもって予算計上すべきであるというものでした。

討論では、原案賛成の立場から災害復旧事業も事業進捗に伴い減少してきており、3年に及ぶコロナ禍も社会がウイズコロナにシフトし、少しずつ行動制限等が緩和され、コロナ禍前の日常に戻りつつある。今後は災害後、事業を凍結していた新庁舎建設をはじめ、人口減少対策、少子高齢化対策、産業・観光の振興等を進めていかなければならないが、今議会では第3次総合計画も提案されており、企画部門の強化として大規模な組織機構の見直しも行われる予定である。

当初予算でも地方創生やDX推進のほか、高校生の提言の実現、スマートフォン講座、キャンプ場整備など、市民目線の予算等もあり、今後の市の発展に希望が持て、大いに期待できる予算編成がなされているとの意見が出されました。

しかし、十文字公園整備事業については、総括質疑の内容や修正案が出たことを執行部は重く受け止め、もっと早く計画を立て議会に説明をするなど、今後の市政運営に配慮すべきとの意見もありました。

また、朝倉農業高等学校跡地には希少な樹木もあり、本来、来客も多いが災害後土砂置き場となり、どこも土砂がいっぱいの状態となっているため、早く整備すべきという原案賛成の立場からの意見もありました。

委員会としては、詳細な説明を受け、質疑応答を行った上で採決を行い、採決の結果、第1号議案に対する修正案は賛成少数で否決されました。

また、第1号議案の原案に関しては、職員が一丸となって行財政運営を行い、朝倉市が抱える様々な課題に取り組み、安心、安全で誰もが住みやすく、活気のある朝倉市を実現されることを期待し、賛成多数により可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会の審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、以上で、予算審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(予算審査特別委員長 小島清人君降壇)

○議長(半田雄三君) それでは、第1号議案令和5年度朝倉市一般会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。午後1時に再開します。

午後零時1分休憩

午後1時零分再開

○議長(半田雄三君) 再開します。

次に、第3次総合計画審査特別委員会に付託していましたが第35号議案を議題とし、第3次総合計画審査特別委員長の報告を求めます。第3次総合計画審査特別委員長。

(第3次総合計画審査特別委員長 小島清人君登壇)

○第3次総合計画審査特別委員長(小島清人君) ただいま議題となりました第35号議案第3次朝倉市総合計画の策定について、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、簡潔に御報告いたします。

第3次朝倉市総合計画は、令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とし、本市の最上位計画として策定されています。

市が目指す町の姿を示すとともに、市政の各分野における施策や基本事業の目指す姿を示し、総合的かつ計画的な行政運営を行うための指針を定めており、基本構想・基本計画によって構成されています。

基本構想は長期的な展望に立ち、目指すまちの姿やまちづくりの方向性を示すもので、「人、自然、歴史が織りなす 水ひかる 朝倉」とし、第2次総合計画から引き継がれています。

基本計画では、基本構想の実現を目指し、6つの基本目標、112の基本事業から構成さ

れています。

基本事業のうち、災害からの復旧・復興に全力で取り組み、ふるさと朝倉の再生・発展を目指すために23の基本事業を政策的な重点分野として設定し、27の基本事業を人口減少の抑制や関係人口の増加に関する地方創生分野として新たに設定し、積極的に取り組んでいくとのことでした。

災害からの復旧・復興に関しては、朝倉市復興計画と整合性を図りながら横断的に取り組むとされています。

また、本計画では、温暖化をはじめ地球規模で深刻化する環境問題に対して意識を高め、自然環境に配慮した取組を進めるため、カーボンニュートラルによる脱炭素社会の実現やSDGs、人獣共通感染症に対する対策や環境に配慮した農林水産業の新たな取組が進められている、ワンヘルスの理念等、様々な持続可能社会への取組についても考慮されています。

本計画は、総合計画策定委員会を開催し、慎重に議論を重ね、諮問機関であるまちづくり審議会でも熱心な御議論を頂き、また、まちづくり市民アンケート及びパブリックコメント等により市民の意見を十分に踏まえ、策定された計画であるとのことでした。

審査の中では、様々な質疑が行われました。

パブリックコメントについては64件の御意見を頂き、9件について意見を反映されているということでした。

具体的な事業提案について等多数寄せられ、特徴的な内容としては災害関係の御意見が多かったということもあり、市民の方の関心も高いことが理解できました。

人口減少対策として、合計特殊出生率の動向について国勢調査の数値が用いられているが、時間が経過しているため、朝倉市独自の資料等を用いての実態把握の検討については、今後はリアルタイムに出せるような指標等を考えていきたいとのことでした。

本委員会といたしましては、朝倉市に住む人や訪れる人が住み続けたい、住んでみたいと思うまちづくりの目指す姿を具体的にしっかりと取り組み、全ての世代に元気と笑顔があふれる朝倉市を構築していくことを期待して、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会の審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、以上で、第3次総合計画審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（半田雄三君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（第3次総合計画審査特別委員長 小島清人君降壇）

○議長（半田雄三君） それでは、第35号議案第3次朝倉市総合計画の策定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案の審議を行います。議案書をお開きください。

それでは、第10号議案令和4年度朝倉市一般会計補正予算（第8号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。その場にてお願いいたします。

午後1時8分休憩

午後1時8分再開

○議長（半田雄三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加議案の上程を行います。

市長提案理由説明書（2）をお開きください。

本日、市長から議案4件の送付を受けたほか、議会運営委員会から発議案2件及び決議案1件が提出されました。これらを一括上程し、まず、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 皆様方には、連日の御審議、誠にありがとうございます。

ただいまから、本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

まず、第46号議案朝倉市副市長の選任につきましては、朝倉市副市長、右田博也が本年

3月31日に退職することに伴い、新たに佐々木哲治を朝倉市副市長として選任することについて、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

第47号議案朝倉市固定資産評価員の選任につきましては、朝倉市固定資産評価員、右田博也が本年3月31日に退職することに伴い、新たに佐々木哲治を朝倉市固定資産評価員として選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

第48号議案及び第49号議案の人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員の候補者に平田洋子及び本石敏明を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3条の規定により、議会の意見を求めるものであります。

皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意頂きますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(半田雄三君) 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長(平田龍次君) 第48号議案及び第49号議案の説明の中で、根拠の法令について、「人権擁護委員法第6条第3条」と申し上げましたが、正しくは「人権擁護委員法第6条第3項」でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(半田雄三君) 次に、議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

(議会運営委員長 鹿毛哲也君登壇)

○議会運営委員長(鹿毛哲也君) 本日提案いたしました発議案第1号及び第2号、決議案第1号につきまして、議会運営委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

まず、発議案第1号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは組織機構の見直しにより、朝倉市事務分掌条例の一部を改正する条例が制定されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

次に、発議案第2号朝倉市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてありますが、これは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、議会における個人情報の保護に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものです。

最後に、決議案第1号ワンヘルスの推進に関する決議についてありますが、これは新型コロナウイルス感染症等の人獣共通感染症は、森林開発等、人による地球の生態系に影響を及ぼす行為等により、人にも感染することになったとされています。

森林環境の劣化により、野生動物の増加による被害が多発している朝倉市においても、「人と動物の健康と環境の健全性は一つ」というワンヘルスの理念の下、福岡県で制定された福岡県ワンヘルス推進基本条例の具現化を図り、取り組むことを市議会として本市に対し強く求めるものです。

以上、提案理由を御説明いたしました。皆様方におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

(議会運営委員長 鹿毛哲也君降壇)

○議長(半田雄三君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場にてお願いします。

午後1時15分休憩

午後1時16分再開

○議長(半田雄三君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案書(2)をお開きください。

お諮りいたします。第48号議案及び第49号議案の2件は関連がありますので、一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第48号議案及び第49号議案の2件は、一括議題といたします。

これより追加議案の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第46号議案朝倉市副市長の選任についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第47号議案朝倉市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第48号議案及び第49号議案人権擁護委員の候補者の推薦についての2件を一括して議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案第1号をお開きください。

それでは、発議案第1号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案第2号をお開きください。

それでは、発議案第2号朝倉市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、決議案第1号をお開きください。

それでは、決議案第1号ワンヘルスの推進に関する決議についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、追加議案の質疑は終わりました。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第46号議案から第49号議案の4件については、会議規則第35条第3項の規定により、発議案第1号から第2号及び決議案第1号の3件については、会議規則第35条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議案書（2）をお開きください。

それでは、第46号議案朝倉市副市長の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第47号議案朝倉市固定資産評価員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり同意

されました。

次に、第48号議案及び第49号議案人権擁護委員の候補者の推薦についての2件を議題とし、一括して討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

これより、第48号議案及び第49号議案の2件を一括して採決いたします。第48号議案及び第49号議案の2件は、原案のとおり全て同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第48号議案及び第49号議案の2件は原案のとおり全て同意されました。

次に、発議案第1号をお開きください。

発議案第1号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号をお開きください。

発議案第2号朝倉市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、決議案第1号をお開きください。

決議案第1号ワンヘルスの推進に関する決議についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告をお聞きください。

諸般の報告については、タブレットに掲載のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和5年第1回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午後1時23分閉会